

答 申 第 23 号
平成 24 年 8 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 山 下 淳

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定
について（答申）

平成 23 年 12 月 9 日付け諮問第 175 号で諮問のあった下記の公文書に係る標
記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 ××地区××道路検討会会議記録（第 1 回から第 5 回まで）
- 2 ××地区××道路説明会会議記録（平成 23 年 6 月 1 日開催分）
- 3 ××地区××道路説明会会議記録（平成 23 年 7 月 3 日開催分）

答 申

第 1 審議会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書部分公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 号に該当するとして非公開とした部分のうち、別表に記載した情報は公開すべきである。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 23 年 9 月 7 日、異議申立人は、条例第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成 23 年 9 月 21 日、実施機関は、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成 23 年 10 月 25 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次のとおりである。

××地区××道路検討会会議記録（第 1 回から第 5 回まで）（以下「対象公文書 1」という。）

××地区××道路説明会会議記録（平成 23 年 6 月 1 日開催分）（以下「対象公文書 2」という。）

××地区××道路説明会会議記録（平成 23 年 7 月 3 日開催分）（以下「対象公文書 3」という。）

5 諮問

平成 23 年 12 月 9 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

6 諮問後の一部公開決定

平成 23 年 12 月 27 日、実施機関は、本件処分で非公開とした情報の一部を公開することとし、変更決定処分を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、以下の情報を非公開とした決定を取り消し、公開するとの決定を求めるものである。

出席者欄のうち非公開部分及び出席者名簿
発言者氏名のうち非公開とされたもの

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) ××道路検討会の出席者は近隣地区役員であり、全員顔見知りである。誰がどのような発言をしたかもお互い把握しており、個人の権利利益を害するおそれはないので、非公開とする理由はない。

(2) 情報公開法に基づく処分に係る審査基準では、「懇談会等行政運営上の会議」(以下「懇談会等」という。)における発言者の氏名は、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開するとされている。

××道路検討会は、地区の役員が出席し、当局が説明を行った後、質疑応答等を行っている。出席者の制限もなく、特に第5回検討会は町長、町議会議員、新聞記者の出席もあった。このように××道路検討会は公開して開催されたもので、懇談会等に相当し、発言者氏名は公開すべきである。

(3) 対象公文書3には重要な発言が記載されていない。盛土工法で進めるため都合の悪い発言を意図的に外し、反対意見がなかったかのような記録を作成し、県上部へ報告しているとも想定できる。組織で都合の悪いものを隠そうとする様子がうかがえる。

また、非公開理由に問題があるため、異議申立書で指摘すると、一部をあっさり公開に変更した。事務処理スキルはもちろん、意図的な隠ぺい工作を疑わざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由等は、次のとおり要約される。

1 ××道路検討会及び説明会について

平成 21 年 10 月 1 日から同月 14 日にかけて、実施機関が、一般国道 × × 号 × × 道路の整備計画案について、沿道地区ごとに地区住民に対する説明会を開催したところ、各地区が抱える課題・問題点等を背景に、道路構造等に対する意見や要望等が出された。

そこで、実施機関としては、住民意見を反映した道路整備計画を策定し、住民との合意形成を図ることを目的に、3 つの小学校区ごとに × × 道路検討会を設置した。

検討会の委員については、地域の代表区長に口頭で依頼し、地元で決めもらったが、委員以外でも出席を希望する地区住民には参加を認めた。

対象公文書 1 に係る × × 地区 × × 道路検討会は、平成 21 年 12 月から平成 22 年 10 月まで計 5 回開催され、委員以外の住民も含めて各々 10 名ないし 22 名の出席があった。なお、委員は × × 地区に属する 8 地区の区長、農会長等 12 名であった。

また、対象公文書 2 及び 3 に係る × × 地区 × × 道路説明会（平成 23 年 6 月 1 日）及び × × 地区 × × 道路説明会（同年 7 月 3 日）は、当該地区におけるルートや道路構造、今後の事業スケジュール等について、両地区の住民に対し、直接説明をするために開催した会合である。

2 対象公文書の内容について

対象公文書は、開催日時、出席者、議題、質疑応答の内容、発言者氏名等について適宜要約し、記録した会議録である。別紙として添付している出席者名簿は、後日、追加説明が必要となった場合等に使用することを目的として作成したものであり、公表を目的としたものではない。

3 部分公開決定の理由

検討会は、関係地区の代表者や一般の住民と直接、意見交換・調整するための会合である。出席者の発言内容及び出席の有無については、出席者の道路整備計画に対する考え方や賛否など、私事に関する情報といえる。

さらに、出席者の氏名等を公開することは、会議開催当日の個人行動の一部を公開することになる。

また、仮に発言者氏名が公開されれば、特定の発言者が利害関係者等から強硬な働きかけを受けるおそれや、事業反対意見者が事業実施が遅れたことによる用地単価の下落について用地所有者から損害賠償を請求されるおそれもある。

したがって、出席者にとって、会議に出席したことや、会議でどのよう

な発言をしたかという情報は、通常他人に知られたくないものと考えられるので、条例第6条第1号に該当し、非公開とすべきである。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、××道路検討会が国の基準にいう「懇談会等」に相当するため、発言者の氏名は公開されるべきと主張する。

しかし、ここでいう懇談会等とは、議題について専門的立場における意見が必要な場合に、同一の有識者が複数回、継続的に討議するような会合をいうものである。本件の検討会は、道路整備計画の対象地区に在住する住民が委員、あるいは個人的な立場において出席し、各々の立場における利害について述べる場として開催されるもので、懇談会等とは明らかに性質が異なった会合であり、異議申立人の主張は失当である。

(2) 異議申立人は、××道路検討会の全てに出席し、発言者の氏名及び発言内容を把握しているので、条例第6条第1号の非公開情報に該当しないと主張する。

しかし、非公開情報の規定は、請求者のいかにかわらず一律に適用されることを前提としていることから、異議申立人の主張は失当である。

第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 対象公文書について

(1) 対象公文書の概要

対象公文書1は、5回開催された××地区××道路検討会（以下「本件検討会」という。）全ての会議記録である。

対象公文書2及び3は、本件検討会が全て終了した後に開催された××地区及び××地区における××道路説明会（以下、併せて「本件説明会」という。）の会議記録である。

いずれも、様式には開催日時、場所、出席者の欄があり、それに続いて、説明内容や質疑応答の要約が記載されている。

出席者欄には、実施機関及び町の職員については、職・氏名が明記されているが、委員及び地区住民については「各委員等 名（別紙のとおり）」とのみ記載されており、出席した委員及び地区住民が氏名（検討会では居住地区名も併記）を自書した「出席簿」が添付されている。ただ

し、対象公文書 1 のうち第 1 回検討会の会議記録及び対象公文書 3 には人数が記載されているのみで、別紙の添付はない。

(2) 対象公文書の非公開部分

実施機関は、当初、次の ないし については条例第 6 条第 1 号、については同条第 6 号に該当するとして、これらを非公開とする部分公開決定を行った。

出席者欄のうち、出席した委員及び地区住民の人数及び「(別紙のとおり)」の記述

別紙出席簿(全部)(以下、「非公開部分 1」という。)

以外の部分における委員及び地区住民の氏名等の情報(以下、「非公開部分 2」という。)

用地交渉に関する質疑応答の記述

以上のうち、については、上記第 1 の 6 で述べた諮問後の変更決定により公開された。また、については、異議申立人は異議申立ての対象外としている。

2 条例第 6 条第 1 号の該当性について

(1) 条例第 6 条第 1 号について

条例第 6 条第 1 号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものが公文書に記録されている場合は、非公開とすることを定めている。

なお、「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名等特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含む趣旨である。

(2) 非公開部分 1 及び 2 の条例第 6 条第 1 号の該当性について

ア 実施機関は、本件処分において、出席した委員及び地区住民の氏名を非公開としているので、以下検討する。

(ア) 県においては、政策課題等について調査審議を行うため各種の審議会、協議会、委員会等が設置されており、そこでは、有識者等が委員として出席し、自らの専門的知識に基づき、意見を述べている。そのような場合は、出席者・発言者の氏名はプライバシーとして秘匿する要素がなく、公開され得るものである。

これに対し、本件検討会の委員は各地区の区長等であり、委員以

外の地区住民も、出席、発言が認められている。また、出席した委員及び委員以外の地区住民の発言は、道路整備計画のある地元の住民としての利害に関する意見・要望であることが認められる。

もっとも、委員（区長等）については、地区住民を代表する立場からの意見・要望を述べているということも考えられなくはないが、個人としての意見・要望と区分することは困難である。

(イ) 本件検討会が全て終了した後に開催された本件説明会は、沿道地区住民が出席する会合であるが、詳細な道路計画及び今後のスケジュールを説明するものであって、会議記録である対象公文書 2 及び 3 の内容を見ても、出席した地区住民は、個人の立場で出席し、個人の意見・要望を述べていることは明らかである。

(ロ) 非公開部分 1 及び 2 のうち委員及び地区住民の氏名が公開されれば、特定の者が本件検討会や本件説明会に出席したこと及び発言内容が明らかになるが、上記(ア)及び(イ)で述べたことからして、これらは通常他人に知られたくない情報であると考えられ、条例第 6 条第 1 号の非公開情報に該当する。

(ハ) なお、異議申立人は、本件検討会が国の基準でいう「懇談会等」に該当するとして、国の基準に倣って発言者氏名（非公開部分 2）を公開すべきと主張するが、本件検討会の性格については、上記(ア)で述べたとおりである。

イ 次に、実施機関は、委員及び地区住民の氏名に併記された居住地区名等の情報も非公開としているので、以下、個々に検討する。

(ア) 居住地区名については、仮に公開したとしても特定の個人を識別することは困難であるため、非公開とする理由はなく、公開すべきである。

(イ) 地区名・氏名に併記された「区長」という肩書については、各地区を代表する者であり、地区名とともに公開すれば、市や町の広報等、他の情報と比較的容易に関連付けることにより、氏名を特定することが可能であるので、条例第 6 条第 1 号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当である。

(ロ) 氏名に併記された「町議会議員」という肩書については、居住地区名は併記されていないため、これだけで氏名を特定することは困難であり、公開して差し支えない。氏名を非公開とすれば足りる。

なお、当該町議会議員が公務の遂行の一環として本件検討会に出席した場合は、氏名も公開すべきであるが、実施機関職員や町職員

と並んで出席者欄に掲載されているのではなく、委員及び地区住民とともに出席簿の方に記載されていることから見て、そのようには考えられない。

(I) 氏名に併記された企業名及びそこでの役職名については、これらを公開すれば、登記簿やホームページ等、他の情報と比較的容易に関連付けることにより、氏名を特定することが可能であるので、条例第6条第1号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当である。

ウ 以上のほか、実施機関は、取材のために本件検討会に出席した新聞記者の氏名及び勤務先の新聞社名を非公開としている。

特定の新聞社が本件検討会を取材したということは、法人の事業遂行に係る情報であるが、これが公になっても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられないので、新聞社名は条例第6条第2号には該当せず、非公開とする理由はない。

他方、新聞社名に併記された記者の氏名は、公開されれば個人の勤務先が明らかになるため、条例第6条第1号に該当し、非公開とすべきである。

エ なお、異議申立人は、本件検討会の出席者は自分も含めて全員顔見知りで、発言内容もお互い把握しているから、氏名を非公開とする理由はないと主張するが、非公開情報の規定は公開請求を行った者のいかににかかわらず一律に適用されることを前提としているので、公開・非公開の判断に当たって、請求者である異議申立人の事情を考慮することはできない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、非公開部分のうち、実施機関が平成23年12月27日、本件処分を変更し、公開した部分(上記1(2)の)については、既に異議申立ての利益を喪失していることから、異議申立ては却下されるべきである。

別表

実施機関が非公開とした情報のうち、公開すべきと判断するもの

情報の種別	掲載箇所（いずれも××地区××道路検討会会議記録）
地区名	第1回検討会会議記録2ページ18行目外多数 第2～5回検討会会議記録の別紙出席簿
肩書	第5回検討会会議記録の別紙出席簿1ページ1行目
勤務先名	第5回検討会会議記録の別紙出席簿1ページ16行目

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 23 年 12 月 9 日	・ 諮問書の受領
平成 23 年 12 月 27 日	・ 実施機関から非公開理由説明書を受領
平成 24 年 1 月 17 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 24 年 5 月 11 日 第 2 部会(第 15 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 24 年 7 月 25 日 第 2 部会(第 16 回)	・ 審議
平成 24 年 8 月 27 日 第 2 部会(第 17 回)	・ 審議
平成 24 年 8 月 29 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 清 水 信 一

委 員 高 田 起一郎

委 員 前 田 雅 子

委 員 正 木 靖 子